

## 「北斗市教育大綱」改定に関するパブリックコメント手続の実施結果について

市では、政策形成過程での市民参加の拡大、公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働による市政を推進するため、パブリックコメント手続に関する要綱を制定しています。

この手続は、政策を形成する過程において、その原案や参考となる資料を公表して、広く市民から意見や情報を募集し、寄せられた意見などを考慮しながら意思決定を行うとともに、ご意見などに対する考え方を公表するものです。

北斗市教育大綱の改定に関するパブリックコメント手続については、昨年8月23日に開催した第1回北斗市総合教育会議を踏まえ、以下のとおり実施し、意見等はありませんでした。

- 1 実施期間 平成30年9月20日（木）～10月31日（水）
- 2 周知方法 北斗市公式ホームページに教育大綱改正案、総合教育会議会議録を掲載し、市役所企画課、総合分庁舎、七重浜支所、茂辺地支所において意見等を受付
- 3 実施結果 意見等なし